

有価証券報告書の適正性に関する確認書

平成 30 年 8 月 30 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号  
東京ビルディング

不動産投資信託証券発行者名 日本プロロジスリート投資法人  
(コード : 3283)



代表者の役職・氏名 執行役員 坂下 雅弘  
(署名) 坂下 雅弘

本投資法人の執行役員である坂下雅弘は、本投資法人の平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までの第 11 期営業期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記の通りです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。）（以下、「投信法」といいます。）に基づいて設立された投資法人であり、資産運用委託契約に基づき、資産の運用に係る業務等をプロロジス・リート・マネジメント株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に委託しております。また、投信法に基づき、投資主名簿等の作成及び管理に係る事務、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務を含む一般事務並びに資産の保管に係る業務等（以下、「一般事務等」と総称します。）を三井住友信託銀行株式会社（以下、「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。また、本投資法人の会計監査人は有限責任あずさ監査法人です。

なお、私は、本投資法人の執行役員と資産運用会社の代表取締役を兼職しております。

2. 有価証券報告書の作成プロセス

有価証券報告書は、一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社にて必要な情報を加味した上で原案を作成し、本投資法人役員会の承認を得た後、関東財務局長に提出しております。

### 3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者より、一般事務等の処理状況につき定期的に業務報告書を受領し、本投資法人役員会で審議を行い、必要に応じて調査を実施しております。
- (2) 本投資法人の会計監査人（有限責任あずさ監査法人）より、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。）（以下、「金商法」といいます。）第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明を受けております。
- (3) 本投資法人の法律顧問（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）より、金商法等に関する助言を受けております。また、税務については、KPMG 税理士法人の助言を受けております。
- (4) 本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議又は報告されております。
- (5) 資産運用会社においては、財務諸表及び関連する財務情報が、全ての重要な点において本投資法人の業績と状況を適切に表示していることを確認しており、また、有価証券報告書案に関する作成責任部署による作成及び確認体制が整備されていることを確認しております。

以上